

○倫理審査委員会等設置細則

(平成15年10月1日細則第133号)

改正 平成18年8月24日細則第84号 平成19年8月23日細則第93号  
平成21年9月3日細則第57号 平成21年10月22日細則第68号  
平成24年2月23日細則第8号 平成25年3月28日細則第9号  
平成26年12月25日細則第94号 平成27年4月8日細則第56号  
平成28年3月24日細則第34号 平成30年3月22日細則第35号  
令和元年6月26日細則第150号 令和元年12月25日細則第180号  
令和3年6月24日細則第362号 令和4年3月24日細則第476号

(趣旨)

第1条 この細則は、人を対象とする研究に関する倫理規程（平成15年規程第128号）第11条第8項、バイオリソース研究センターヒトES細胞分配業務規程（令和元年規程第163号）第5条第6項、ヒトES細胞使用規程（令和元年規程第162号）第9条第6項及びヒトiPS細胞又はヒト組織幹細胞から生殖細胞の作成を行う研究に関する倫理規程（平成24年規程第5号）第10条第3項に基づき、倫理審査委員会の構成その他必要な事項について定める。

(定義)

第2条 この細則において「委員会」とは、次条第1項に規定する各種倫理審査委員会をいう。

(組織)

第3条 和光事業所に和光事業所倫理審査第一委員会（機能的磁気共鳴映像装置（fMRI）を研究対象者に対して用いる研究以外の研究）、及び和光事業所倫理審査第二委員会（機能的磁気共鳴映像装置（fMRI）を研究対象者に対して用いる研究）を、筑波事業所に筑波事業所倫理審査委員会を、横浜事業所に横浜事業所倫理審査委員会を、神戸事業所に神戸事業所倫理審査第一委員会（磁気共鳴映像装置（MRI）及び陽電子断層撮影装置（PET）を研究対象者に用いる研究並びにこれらに関連する研究以外の研究）並びに神戸事業所倫理審査第二委員会（磁気共鳴映像装置（MRI）及び陽電子断層撮影装置（PET）を研究対象者に用いる研究並びにこれらに関連する研究）を置く。

2 委員会は、委員長及び委員5名以上をもって構成し、次の条件を満たすものでなければならない。

(1) 以下の者を含むこと（それぞれ他を同時に兼ねることはできない。）。

- イ 生物学・医学・医療の専門家等、自然科学の有識者
- ロ 倫理学・法学の専門家等、人文・社会科学の有識者
- ハ 一般の立場から意見を述べることのできる者

(2) 「ヒトiPS細胞又はヒト組織細胞からの生殖細胞の作成を行う研究に関する指針」（平成22年文部科学省告示第88号）に規定される生殖細胞を作成する研究計画を審査する場合においては、生物学、医学及び法律に関する専門家、生命倫理に関する意見を述べるにふさわしい識見を有する者、並びに一般の立場に立って意見を述べられる者を含むこと。

(3) 外部委員を2名以上含むものであること。

(4) 男女両性で構成されていること。ただし、第2号の生殖細胞を作成する研究計画を審査する場合においては、それぞれ2名以上であること。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員長は、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代行する。

(委員)

第5条 委員は、第3条第2項各号に規定する条件を満たすように国立研究開発法人理化学研究所内外の有識者等のうちから、理事長が指名又は委嘱する。

2 委員の任期は、二事業年度以内とする。ただし、再任を妨げない。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員長及び委員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を辞した後も同様である。

(委員の謝金及び旅費)

第8条 委員会に出席する委員に対し、謝金及び必要な旅費を支給することができる。

2 委員に対する謝金及び旅費の支給に関しては、委員会委員等への謝金等の支給基準（平成15年細則第69号）に定めるところによる。

(事務)

第9条 委員会の事務は、委員会の属する事業所の安全管理室が行う。ただし、和光事業所においては、安全管理部生物安全課が行う。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この細則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成18年8月24日細則第84号）

この細則は、平成18年9月1日から施行する。

附 則（平成19年8月23日細則第93号）

この細則は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成21年9月3日細則第57号）

この細則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成21年10月22日細則第68号）

この細則は、平成21年10月22日から施行する。

附 則（平成24年2月23日細則第8号）

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月28日細則第9号）

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月25日細則第94号）

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月8日細則第56号）

この細則は、平成27年4月9日から施行する。

附 則（平成28年3月24日細則第34号）

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月22日細則第35号）

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月26日細則第150号）

この細則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和元年12月25日細則第180号）

この細則は、令和2年1月1日から施行する。

附 則（令和3年6月24日細則第362号）

この細則は、令和3年6月30日から施行する。

附 則（令和4年3月24日細則第476号）

この細則は、令和4年4月1日から施行する。